

特設 **DV電話相談** を開設します。

11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。

暴力は、愛情ではありません…

たとえどんな理由があっても、暴力は犯罪であり、人権侵害です。

あなたは悪くない。ひとりで悩まず、相談してください。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

平成25年11月13日(水)・14(木)・15日(金)

午前9時～正午、午後1時～4時

市役所人権・男女共同参画課

TEL 786-3211 (人権・男女共同参画課へとお伝えください。)

相談は、DVの知識を持った職員が電話をお受けします。

秘密厳守ですので、安心してご相談ください。

暴力について

暴力は、殴ったり蹴ったりの身体的な暴力だけではなく、

- ◇ 精神的暴力…怒鳴る、無視、行動の制限、「誰のおかげで生活している」というなど
- ◇ 性的暴力…性行為の強要、避妊に協力しない、中絶の強要など
- ◇ 経済的暴力…生活費を渡さない、外で働くことを禁じるなど